

第一百九十六回

参議院法務委員会議録第九号

平成三十年四月十七日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
四月十二日

辞任
太田 房江君

補欠選任
丸山 和也君

補欠選任
福岡 資麿君

補欠選任
松山 政司君

補欠選任
小野田 紀美君

補欠選任
徳茂 雅之君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

副大臣
大臣政務官

最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務

総局総務局長
最高裁判所事務

事務局側
常任委員会専門員

政府参考人
法務大臣官房司

法務省民事局長
法務省民事局長

中西 健治君
中山 勇一君

岡田 真山
若松 謙維君

小野田 紀美君
岡田 直樹君

丸山 德茂
丸山 和也君

元榮太一郎君
柳本 車治君

山谷えり子君
小川 敏夫君

仁比 聰平君
石井 苗子君

有田 慶子君
山口 和之君

○委員長(石川博崇君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

○人事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に關する件
○人事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提
出)

○委員長(石川博崇君) ただいまから法務委員会
を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、太田房江君及び福岡資麿君が委員
を辞任され、その補欠として丸山和也君及び小野
田紀美君が選任されました。

て出席を求め、その説明を聴取することに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川博崇君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(石川博崇君) 人事訴訟法等の一部を改
正する法律案を議題といたします。

○本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、
これより質疑に入ります。

○中西健治君 おはようございます。自由民主党
の中西健治です。

○本日は、人事訴訟法、家事事件手続法の改正
案、これについて質疑を行うということになります
すけれども、国際的な要素を有する人事に関する
訴え、例えば、国際的な離婚ですか養子縁組で
すとか相続などの案件について、どのような場合
に日本の裁判所が管轄権を有するのかということ
を定めるということであります。こうした管轄
権についての法案の審議のとき私もいつも思うんで
すけれども、本来条約によって決めるべきものな
のではないかということをいつも思います。

○この本源的な疑問について、法務大臣の方から
お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(上川陽子君) 國際裁判管轄法制は、
自國の裁判所の管轄権がいかなる範囲に及ぶかを
定めるものであります。各國がその国内法にお
いて規定することができ、現にそのような取り扱い
をしている国が少なからず存在しているというも
のと認識しております。

○例えば、ドイツ、フランス、韓国等におきまし
ては、国内法によりまして国際裁判管轄に関する
規律が明らかにされているところでございます。

○國務大臣(上川陽子君) おはようございます。自由民
主党の中西健治です。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

○今委員御指摘のこの国際裁判管轄の合意に関す
るハーブ条約がござりますけれども、ハーブ条約
私法会議におきまして二〇〇五年に採択されて二
〇一五年に発効したものでございます。

○この条約がございますが、国際的な商取引の当
事者間で選択した裁判所のみに管轄を認めて、そ
れ以外の裁判所の管轄を排除するという専属的管

制の在り方は必ずしも一致しているものではござ
いません。特に、身分関係に関わる制度につきま
しては、文化的、社会的背景に基づく差異があ
るが現状でございます。そのため、このような現
状に鑑みると、近い将来、国際裁判管轄について
の一般的かつ広範なルールを定めた多国間条約が
作成されることは期待するがなかなかできな
いという状況にあるというふうに言えます。

○そこで、今般、国内法を整備することによりま
して、人事訴訟事件及び家事事件につきましての
国際裁判管轄法制を整備することといたしましたとこ
ろでございます。

○中西健治君 条約があれば法的安定性を確保す
る意味からも望ましいというお答えであります
けれども、国際裁判管轄の合意に関するハーブ条
約という条約があります。名称としてはそのもの
すばりの条約かなというふうに思います。

E.U.やアメリカなどを含めて三十か国ぐらいが
署名なし批准を行つているという状況のようで
ありますけれども、このハーブ条約では国際的な
家事案件には対応できないということでしよう
か。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

○今委員御指摘のこの国際裁判管轄の合意に関す
るハーブ条約がござりますけれども、ハーブ条約
私法会議におきまして二〇〇五年に採択されて二
〇一五年に発効したものでございます。

○この条約がございますが、国際的な商取引の当
事者間で選択した裁判所のみに管轄を認めて、そ
れ以外の裁判所の管轄を排除するという専属的管

1

締合意を適用範囲とするものでござります。この
条約でございますけれども、商取引の当事者間の
専属的管轄合意の有効性を保障するものでござ
まして、そのような合意に基づく訴訟において下
された判決の承認及び執行についても規律してお
ります。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。
我が国の裁判所に提起されました訴えにつきましては、国際裁判管轄が認められると、こういう場合にはおきましては、その事件に適用されるべき法律、すなわち準拠法がいずれの国の法律になるのかどうか、こういう点につきましては、法の適用に関する通則法等の国際私法によつて定められることがあります。

そういつた国際私法に基づきまして外国法が準拠法となるような事案におきましては、裁判所におきまして当該外国法の内容を調査する必要がございます。この調査でござりますけれども、基本的には裁判所が職権で行うものとされておりますけれども、実務上は、事件の当事者や代理人の弁護士がその訴訟手続の中で外国法の内容に関する資料を提出することがあるものと承知しております。

告が外国において再婚をしたいと、こういった場合に、その前の婚姻関係が解消されているかどうか、こういったことの確認を当該外国から求められる、こういった場面もございます。

まず、ある国がどのような場合に外国の裁判所の判決の効力を認めるかという問題につきましては、これは本来、各國がその国内法におきまして自由に規定をすることができるものでございます。したがいまして、仮にある国におきまして外国の判決を承認する制度が設けられていないと、

Digitized by srujanika@gmail.com

この条約でござりますけれども、その規定の内容が、外国判決の承認・執行についての我が国の民事訴訟法等の規定と異なる点があります上に、また、現在の国際商取引の実務に合致したものであるか否か、こういった点につきましても慎重な検討を要するものと考えられます。このため、我が国は現在のところこの条約を締結していないと

にに関する通則法等の「国際私法」によって定められることがあります。

けれども、実務上は、事件の当事者や代理人の弁護士がその訴訟手続の中で外国法の内容に関する資料を提出することがあるものと承知しております。また、裁判所が外国法の内容を調査する方法としては、公刊されている文献の調査をする、こういった方法のほかに、外国の領事館等に調査の嘱託をする方法などが考えられます。こういったことで、この準拠法の調査がされるというふうに理解しております。

は これは本来 各国がその国内法におきまして
自由に規定をできるものでございま
す。したがいまして、仮にある国におきまして外
国の判決を承認する制度が設けられていないと、
こういつたような場合には、日本の裁判所でされ
た判決の効力はその国では生じないとということに
もなるわけでございます。

もつとも、主要国では、我が國と同様に、一定
の要件の下で外国の判決の効力を承認する制度を
設けているというふうに承知しております。した
がいまして、そのような制度の下では、その国で

いう状況でございます。
またさるに、この条約でございますが、先ほど申し上げましたとおり、国際的な商取引の当事者間の専属的管轄合意を適用範囲とするものでございまして、国際裁判管轄一般についてのものではございません。また、婚姻関係や相続などの家族

法上の事項につきましては適用対象外とされております。したがいまして、人事訴訟事件及びこの家事事件の国際裁判管轄については、この条約では対応することはできないというものでございま

○中西健治君 家事事件などには対応 この条約ではできないというお答えがありました。そして、大臣の方からは、諸外国でも、韓国やドイツなど国内法によって規定を定めているということになりました。

今回、管轄権については定められるということになりますけれども、管轄権とはまた別個独立した問題で準拠法というものがあります。日本の裁判所が取り扱うことにはなるんだけれども、じや、準拠法は必ずしも日本の法律とは限らないと、これは別個の独立した課題ということで、問題だということなんじゃないかと思いますが。そこで、我が国の裁判所が裁判をする場合において準拠法はどのように決まるのかということ、これらについてお伺いしたいと思います。

○中西健治君 今例にありましたとおり、日本に居住している外国人同士の離婚裁判などというのもあるわけであります、実際に、平成十七年に東京地裁で、アメリカのテキサス州法が適用され離婚請求が認容されるという事例がありました。今後、外国法を準拠法とする事案というのも増えてくるのではないかと思いますが、それについてどのように対応されていくのでしょうか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、我が国の裁判所に管轄権が認められる場合、どの法律が適用されるのかと、準拠法につきましては、法の適用に関する通則法等の国際私法によるということになります。

今回、どのような場合に日本の裁判所が管轄権を有するかが明文化されるということになりますが、これはこれで予見性を高めるという意味で高く評価できるものだというふうに思いますけれども、判決の実効性が他国において担保できるのかという懸念は残つてくるとなるかと思ひますが、その点について、現在の状況はどうになつてゐるのか、御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、日本の裁判所でされました確定判決が外国で効力を有するか否か、こういった点が問題となることがあります。

典型的な場面といったしましては、例えば日本において離婚訴訟がありまして、そこに勝訴した原

今回の法案の個別具体的の規定について一点お伺いしたいと思うんですが、それは親権に関する審判事件の取扱いということでございます。法案を読んでいて少し矛盾がひょっとしてあるのはないかというふうに思いましたので、質問をさせていただきます。

家事事件手続法第三条の八という条項によりますと、親権に関する審判事件などについて、子の住所、住所がない場合又は住所が知れない場合には居所が日本国内にあるときは日本の裁判所が管轄権を有すると、このようにされております。住所が居所がある場合に管轄権と、こういうふうにされているわけであります。

それに對して、人事訴訟法第二条の四によりますと、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴

今回、どのような場合に日本の裁判所が管轄權を有するかが明文化されるということになりますが、これはこれで予見性を高めるという意味で高く評価できるものだというふうに思いますけれども、判決の実効性が他国において担保できるのかという懸念は残つてくるということになるかと思ひますが、その点について、現在の状況はどのようになつてゐるのか、御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、日本の裁判所でされまし

今回の法案の個別具体的な規定について一点お伺いしたいと思うんですが、それは親権に関する審判事件の取扱いということです。法案を読んでいて少し矛盾がひょっとしてあるのではないかというふうに思いましたので、質問をさせていただきます。

家事事件手続法第三条の八という条項によりますと、親権に関する審判事件などについて、子の住所、住所がない場合又は住所が知れない場合には居所が日本国内にあるときは日本の裁判所が管轄権を有すると、このようにされております。住

先ほど申し上げましたとおり、我が国の裁判所

た確定判決が外国で効力を有するか否か、こう

いつた点が問題となることがあります。典型的な場面といたしましては、例えば日本において離婚訴訟がありまして、そこに勝訴した原

えに対して管轄権を持つ場合には、その夫婦の子の親権者の指定についての裁判に係る事件については管轄権を有すると、このようにされていました。この人事訴訟法の条文によりますと、子の住所の有無にかかわらず日本の裁判所が管轄権を有することと、こういうふうに読めるんじゃないかというふうに思います。

家事事件手続法とこの人事訴訟法、二つの規定に矛盾があるようにも感じられますけれども、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

改正後の家事事件手続法の三条の八におきましては、親権に関する審判事件あるいは子の監護に関する処分の審判事件につきましては、子の住所、住所がない場合又は住所が知れない場合には居所といふことになりますけれども、これが日本国内におけるときに日本の裁判所が管轄権を有するものとしております。

この規定が適用されます典型的な場面といいましては、父母が離婚する際に一旦子供の親権者が定められたものの、離婚から一定の期間が経過した後に、父母の一方が親権者の変更や子の監護に関する処分の審判を求めて申立てをしたという場面が想定されます。このような場面を想定しまして子の住所等を管轄原因としておりましては、親権に関する審判事件におきましては裁判所が子の生活状況等を十分に調査する必要がある、しかしながら、あるところ、子の住所が日本国内にあれば我が国の裁判所がその調査を実効的にすることとができ、適正かつ迅速に審理、裁判をすることができると考えられるからでございます。

他方で、父母が離婚する際には、あわせまして、子供の親権者や監護の在り方が同時に決定されることは、それが子の利益に資するものと考えられます。そういう観点から、改正後の家事事件手続法三條の四におきましては、離婚の訴えについて我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合に、子の親権者の指定や子の監護に関する処分についても管轄権を認めるものとしております。

そして、その離婚の訴えが係属する裁判においては、一般的に申しますと、当該夫婦のこれまでの家庭環境に関する資料が提出されることになりますけれども、ここには子の生活状況等に関する資料が含まれるのが通常でございますので、親権者の指定や子の監護に関する処分について適正かつ迅速に審理、裁判をできることができると考えられます。

このように、委員御指摘の二つの規定でござりますが、それぞれ想定されています異なる場面においては、子供の利益の保護を考慮して子供の親権者の指定等に管轄原因を定めたものでござります。私がどうかについては非常にスマーズになると、こういうような理解であります。ありがとうございます。

○中西健治君 想定される場面が違うということでありました。私はこれで質問の方を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小川敏夫君 民進党・新緑風会の小川敏夫です。

今回、管轄権を定めるという法案でございますけれども、そこで、「一つお尋ねしたいのは、この法案で管轄権を定める前、これまでこうした事件についてどのような扱いがされておつたんでしょうか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

国際的な要素を有します人事訴訟事件及び家事事件につきまして、どのような場合に日本の裁判所が審理、裁判をすることができるかといふことは、現行法の下では明文の規定がございません。

したがいまして、これまでには、裁判所が個別の事例ごとに条理ある場合は明文に基づいてその管轄権の有無を判断してきたというところでございました。

この判断におきましては、事案によりまして、当事者の住所あるいは国籍のみならず、証拠の存地あるいは訴えの提起に至る経緯など、様々な

事情を総合的に考慮していたというふうに理解しております。

○小川敏夫君 そうすると、個々的な対応、それの事件ごとに裁判官が判断するということですと、大分、その受けかどうかの判断、そのための調査資料等で時間が掛かった、あるいは裁判官によって同様なケースでも判断が異なることもあります。あり得たというような実情が、今回はこの法案により得たといふことについては、法律上管轄権が明文化されたといふことで、少なくとも事件を受けるかどうかについては非常にスマーズになると、こういうような理解であります。ありがとうございます。

○政府参考人(小野瀬厚君) 委員御指摘のとおり、本法律案におきましては、この国際裁判管轄に関する規律を整備するものでございます。したがいまして、こういう規律を整備いたしましたと、事件を處理する裁判所の方は、基本的にそういう規律にのつとつた、この本法律案に定める具体的な管轄原因の有無のみを調査すれば足りるということになります。

このように、この法律案におきましては、国際裁判管轄の有無についての当事者の予見可能性及び法的安定性を向上させ、当事者間の紛争の減少につながるものと考えられます。そのため、この法律案でございますが、裁判所における事件の一層の適正かつ迅速な解決に資するとともに、管轄権の有無が不明確であるとして我が国の裁判所への訴えの提起等をめらつて、そういうた当事者にとつても我が国の裁判手続を利用しやすいものとする、こういった効果もあるものと考えております。

○小川敏夫君 承知いたしました。

この法案は管轄の問題ですかけれども、では、直接受けの管轄の問題ではなくて、もう少し実態的な実際上の紛争における場面で、少しこういう場合はどうなのかなというケースをちょっと想定して質問させていただきますけれども、例えば、日本で管轄権を認めて管轄があつて受けれる、しかし、同じ事件を外国でも扱っている、外国でも受け付け

るということがこれはあり得るんじゃないかと思うんですが、いかがでしようか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

それぞれの国において、その国の裁判所が国際的な要素を持つ事件についていかなる場合に管轄権を有するか、そいつた国際裁判管轄の規律をどうするかはその国が基本的には規定することができます。どちらの方で訴えが提起するとも管轄権が認められる事件におきましても、外国の国内法において当該外国で国際裁判管轄が認められるということになりますれば、そちらの方での訴えが提起するとも可能となることがあります。

○小川敏夫君 そうすると、例えば夫婦両方とも住んでいる。夫婦が両方とも日本人だから日本の裁判所で離婚訴訟ができる。一方、夫婦が住んでいる外国でも管轄があつて離婚事件を扱えるとなつた場合、一方は日本でやつた方が有利だと思ふし、他方は現地でやつた方が有利だと思つてそれを起こしかやつたような場合、これ、調整はどうなるんでしようか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

日本とそれから外国の双方に裁判が係属した場合にどのように扱うか、いわゆる国際的な裁判の競合、訴訟の競合という問題がござります。その問題につきましては、現実の今の実務ですと、そこは、日本の裁判所におきまして、その外国の裁判手続の進行状況、そういうしたものを見ながら、日本の裁判手続をどうするかというものを適切に判断して運用しているものと理解しております。

こういった国際的な訴訟競合について規定を設けるかどうかという点も今回のこの法案の過程の中では検討されましたけれども、なかなか、どういう場合に例えば中止を認めると、外国の裁判が係属している場合には日本の手続について一定の要件の下で中止を認めるといったような場合の規定を置くとしても、どのような場合にそういう中止をするかといったことが、明確な形で、適切な

形でその要件を設けることができるか、こういつたような議論がございまして、最終的にはそういった競合に関する規定は設けることとしておりません。したがいまして、その点につきましては、現在の実務と同様に、解釈、運用によつて適切に処理されるものと考えております。

○小川敏夫君 もう一つ、一つの例を想定して質問させていただきますけれども、ハーグ条約、子供の奪取の防止に関する方のハーグ条約なんですが、離婚訴訟と子供の監護権を求める申立てをすると。一方、海外にいる日本人夫は、いや、同意がない連れ去りだからといってハーグ条約に基づいて子供の返還を求めてくるというような場合、これはどういうような関係になるんでしょうか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。御指摘の、外国に居住していた夫婦の一方が子とともに日本に帰国したと、こういう場合につきましては、我が国の裁判所に離婚訴訟に附帯する子の監護に関する処分についての審判事件が係属する。それとともに、我が国の別の裁判所に、いわゆるハーグ条約実施法に基づく子の返還申立て事件が係属するということをございます、あります。

こののような場面における両事件の調整の具体的な方法につきましては、最終的には個別具体的な事案における裁判所の判断によることとなりますが、ハーグ条約実施法には以下のよう規定、次のような規定が設けられております。すなわち、子の返還申立て事件の係属する裁判所は、離婚訴訟が係属している裁判所に対しまして、ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立て事件が係属した旨を通知するものとされております。そして、この通知を受けました裁判所は、原則として、当該離婚訴訟に附帯する子の監護に関する部分の裁判をしてはならないものとされております。

したがいまして、両方の事件が我が国の裁判所

に係属している場合には、まずはハーグ条約実施法に基づく子の返還申立て事件から処理されることとなるものと考えられます。

○小川敏夫君 國際的な身分関係等、これからますます多くなるありますように思いますが、さて、今、国民の最大の関心事の一つであります森友学園の国有地の下げ問題がござります。それに関連して一つだけ、法務に関することなのでお尋ねしたいんですけども。今回は、建物に

度違つところがあつていろいろ大変なことと思い

ます。しかし、いろいろまたこれからもしつかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

さて、今、國民の最大の関心事の一つであります森友学園の国有地の下げ問題がござります。

それに関連して一つだけ、法務に関することな

どお尋ねしたいんですけども。今回、建物に

関する工事代金債権の保全のための留置権がある

と、留置権者が占有しているから土地について立入調査はできないといふ結論を出

ているんですけれども、法務省の方はそこまでは

にお答えすることは困難ではないかなというふう

に考えております。

○小川敏夫君 一概にお答えできないと言うけれども、國交省、財務省の方は、留置権者が占有し

ているから、土地について、国有地について立入

調査はできないといふ結論を出しているんですけれども、法務省の方はそこまでは

言わないわけですね。

ただ、建物を占有しているから、建物が乗つ

かっているその土地そのものの本体は、これ、建物

がある以上占有と同じような状態にあって、その

土地を返せ云々ということはできないでしょ

うけれども、建物が乗つかっていない敷地部分が普通

あるわけですよ。その敷地部分について、所有

者が立ち入ることもできない、調査ができる

いうのはどうも納得できないんですね。留置権

というのは、ただ単に、お金払わなきや建物を渡

さないよといふ、まさにその建物を留置する、自

分のところに留め置くという権利があるだけでし

て、例えばその建物についても、留置権者は使用

収益権はないわけです。当然、土地についても使

用収益する権利はないわけで、ただ単に、建物を

代金払うまでは留めておくぞというだけの権利で

しかない。

そうしたときに、建物が乗ついている土地で

はない、建物にも何の影響もない建物がない部分

の敷地について立ち入ることができない、調査が

できないといふのは、これは留置権の効力として

認める必要はないのではないかと私は思うんです

が、この私の考えについていかがでしようか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

まず、あくまでも一般論として申し上げます

と、建物について留置権を有してその建物を占有

している者が、その土地の所有者に対しましてそ

の建物の敷地について留置権を主張することがで

きるかと、こういう問題につきましては、これを

明確に論じた判例はないものと承知しております。

一般的に、そういうたつた一般論としてそういうも

のを明確に論じた判例はないものと理解しております。

したがいまして、両方の事件が我が国の裁判所

ますけれども、これにつきましては様々な考え方があるところ

でございますが、仮にその敷地についても留置権

が認められるとした場合でも、じゃ、その範囲は

どこなのか、それは、具体的なその建物の敷地が

どの範囲なのかということになろうかと思いま

す。

したがいまして、そこは、実際のその土地の利用状況ですとかそういう具体的な事情に応じて、一体その建物の占有に伴つてどこまでの範囲の土地を占有しているかどうかといったような、そういうたつた事情によって判断されるべきものではないかなというふうに考えられます。

○小川敏夫君 その事情によって判断すると。そ

うすると、そういう事情も全然述べないで財務

省、國交省側が立入調査はできないという結論を出

しているということは、間違いとは言わなくて

も、正しいとも言えるわけじゃないんですねと

私は理解しました。お答えにくいから答弁はないでしようけれども。

もう一つ、この工事代金の債権の留置権者は、

あくまでも工事代金債権があるからですけれども、例えば、破産になつたら留置権は消滅する

と。ところが、民事再生手続が続いている間は留置

権はあるんでしょけれども、その民事再生手続

によって工事代金債権がなくなつてしまつたら、

当然留置権は消滅する。これは、債権が消滅した

んだから当然消滅しますよね。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

被担保債権がなくなれば、当然留置権も消滅す

ることとなると思います。

○小川敏夫君 これは、質問というか私の独り言

というふうに聞いてもらつてもいいんですけれども、これ、留置権者が建物を持っていても、実際

にお金を払うこの注文主は事実上破綻してしまつ

て代金を支払う見込みが全然ないわけです。そ

うすると、留置権者が債務の弁済を得られるとい

う可能性とすれば、その建物を購入した第三者が現

れた場合だと思うんですね。競売によるか、ある

いは任意の売却かもしないと、

ただ、この森友学園のケースでいえば、建物を買う人間いないと思うんですよ。というのは、土地を使用する権原がないんですから。つまり、法地上の権原なくして建物が建つていると。ただ建物について留置権があるから留置しているというだけであって。しかし、土地の利用権が付いていない建物なんというのを買う人は普通はいません。

だから、これは留置権者、工事業者としてはしょうがない、留置権があるから留置しているんでしようけれども、余り具体的な実益がないかと思ふんです。しかし、これは、国が売らないでずっと持つていれば、そのうち建物の業者が譲めて何とかしちゃうんじゃないかもと思うんですが。

これは法務省に言つてもしようがない、私の独り言でいいですけれども、いずれこの土地を売却するときに、この国有地が、そうした余り有効でもないような留置権とか、あるいはありもしないごみを根拠にしてまた低額な売却をされてもいいと思います。私は強い関心を持つております。これは、質問でなくて独り言で結構でございます。

私の質問を終わります。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

質問しようとした項目が既にされてしまいまして、その上で、先ほど小川委員が、いわゆるこの法律ができる前はどうしていたかということをちょっと深掘りして局長に質問させていただきますが。

今回のこの法律、恐らくは、法律体系でかなり、いわゆる国際的な要素を有する人事訴訟もまた家事事件の法律の規定つてかなり違うと思うんですけど、今回の日本のこの法律改正案、これ、世界的に見えてどんなレベルの、いい方なんでしょうが、余り良くないんでしょうか、それとも真ん中くらいなんでしょうか、ちょっとそういうところを教えてください。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

各国におきましては、国際裁判管轄、当該国の裁判所がどういう場合に管轄権を有するかにつきまして規定を置いているものがございます。それぞの国の規定の内容はそれぞれでございます。例えば、ドイツなどを見ますと、例えば離婚訴訟でございますけれども、一方の配偶者が現在マリッジは婚姻举行時にドイツ国籍を有する、あるいは一方配偶者がドイツ国内に常居所を持つこと、たゞ一夫一妻の配偶者がドイツで下す裁判が夫婦いすれの本国法によつても承認され得ない場合を除く等々といつた規定があります。そのほか、例えばEJなどの相続の規定ですと、死者が死亡時に常居所を有していた構成国の裁判所は管轄権を有するといったような規定もございます。

このように、それぞれの外国法を見てみますと、やはり事件類型ごとにそれぞれ規定をしていくというところがあるわけですがございまして、また、そういう管轄の考慮に当たりましては、被告、当事者の住所がどこにあるかどうかとか、あるいは国籍といったものがあるかどうか、あるいは一般的な規律のほかに特則といいますか、特別的な管轄を認めるような規定を設けるとか、そういったような例が見られます。

したがいまして、今回のこの法律案でございますけれども、やはり被告の訴訟の負担というものを考慮して被告の住所というものを考慮しておりますとか、あるいは当事者の国籍等々、それぞの事件類型ごとに規律をしております。また、特別の事情によって管轄権を認めるといったような柔軟に対応できるような規定も設けておりましに考えております。

そういう意味で、この法律案におきます規律といいますものは、国際的な規律の内容からしましてもそれほど異質なものではないし、むしろそいつた流れに沿うものではないかなというふうな、柔軟に対応できるような規定も設けておりま

○若松謙維君 異質なものではないと、流れに沿

うものだということですね。分かりました。

さらに、今、小川委員の質問、やり取り聞いていてちょっとと疑問を持ったのが、例えば、両国裁判所が管轄権を有するという言い方でいいんですかね、そういう場合があつて、かつ判決が違つた場合にはどう調整されるんですか。もし分かれぱお願いします。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

基本的には、例えば、外国の判決がありました場合に、その外国の判決が日本において効力を有するかどうかといいますのは、それはその外国判決の効力を有するかどうかという、定めます要件に合致しているかどうかということになります。

しかしながら、例えば日本の裁判所の判決が確定した後にそれに反する内容の外国判決がなされたというふうな場合には、それは日本の裁判の内容と異なるものでありますので、そういうたがい判決については我が国の国内では効力は認められないというような形で調整がされるものと理解しております。

○若松謙維君 ということは、その場合には国内の判決が優先すると、そういうことですよね。分かりました。

ということで、今度はこの改正の内容についてお伺いいたしますが、特に、国際結婚した夫婦の中には、場合によつては夫又は妻が海外に行つたまま行方が分からなくなくなつてしまふ場合もあり得ると。このような場合に、日本に残された者ですか、夫婦の一方が離婚の訴えを提起しようとしても、相手方がどこにいるか分からぬため訴えを提起できないという問題が発生するわけでありますが、この法律案ですけど、いわゆる人事訴訟法第三条の二第七号で、原告の住所が日本にあり被告が行方不明となつてゐる事案では、日本の裁判所で裁判することができると思つておりますけれども、いや、行方不明、どういった場合に行方不明と言えるのか、その定義というんでしようか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

○若松謙維君　その合理的な調査ということを誰が判断するんですか。

○政府参考人(小野瀬厚君)　お答えいたします。この行方不明は、合理的な調査をしても当該被告の住所あるいは居所が明らかとならない場合、いうものの意味するというふうに理解しておられます。

裁判所におきましては、当事者が任意に提出した資料のほかに、必要に応じて官庁あるいは公署に対して調査の嘱託をする方法などによりまして当事者の住所等に関する資料を収集するわけでございまして、そういうた資料を基にして、行方不明に該当するか否かの判断を行うものとなるものと考へております。

○若松謙維君　次に、合意管轄についてお尋ねいたしますが、民事訴訟法では、金銭貸借などの財産権に関する事件、これにつきまして、この裁判所で裁判するかを当事者同士の合意で決めることができるといわゆる合意管轄ですね。こういう規定があるんですが、この法律案では合意管轄に関する規定がないということでありまして、そうすると、離婚訴訟については、例えば事件の当事者夫と妻が日本の裁判所で裁判をするという合意をして、それだけで日本の裁判所が管轄権を有するとは限らないと、こういうことになると思うんです。

しかし、事件の当事者、夫と妻ですが、日本の裁判所で裁判をすることを希望している事案では、我が国の裁判所が裁判することが事件の適正かつ迅速な解決につながると、こういう理解であります。

○政府参考人(小野瀬厚君)　お答えいたします。離婚訴訟のような民事訴訟につきましては、婚姻関係あるいは親子関係といった人の身分に関する

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。
質問しようとした項目が既にされてしまいまし
たので、その上で、先ほど小川委員が、いわゆる
この法律ができる前はどうしていたかということ
をちよつと深掘りして局長に質問させていただき
ますが。
今回のこの法律、恐らくは、法律体系でかな
り、いわゆる国際的な要素を有する人事訴訟また
家事事件の法律の規定つてかなり違うと思うんで
すけど、今回の日本のこの法律改正案、これ、世
界的に見てどんなレベルの、いい方なんでしょう
か、余り良くないんでしょうか、それとも真ん中
ぐらいなんでしょうか、ちよつとそういうところ
を教えてください。

いつたような例が見られます。
したがいまして、今回のこの法律案でございま
すけれども、やはり被告の応訴の負担というものを
考慮して被告の住所というものを考慮しておられ
ますとか、あるいは当事者の国籍等々、それぞれ
の事件類型ごとに規律をしております。また、特
別の事情によって管轄権を認めるといったよう
な、柔軟に対応できるような規定も設けておりま
す。

そういう意味で、この法律案におきます規律
といいますものは、国際的な規律の内容からしま
してもそれほど異質なものではないし、むしろそ
ういった流れに沿うものではないかなというふう
に考えております。

お伺いいたしますが、特に、国際結婚した夫婦の中には、場合によつては夫又は妻が海外に行つたまま行方が分からなくなつてしまふ場合もあり得ると。このような場合に、日本に残された者ですか、夫婦の一方が離婚の訴えを提起しようとしても、相手方がどこにいるか分からぬため訴えを提起できないという問題が発生するわけであります。が、この法律案ですけど、いわゆる人事訴訟法第三条の二第七号で、原告の住所が日本にあり被告が行方不明となつてゐる事案では、日本の裁判所で裁判することができると思つておりますけれども、じや、行方不明、どういつた場合に行方不明と言えるのか、その定義というんでしようか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(小野瀬厚君)　お答えいたします。
離婚訴訟のような人妻訴訟につきましては、婚姻關係あるいは親子關係といった人の身分に關する規定がないことでありまして、そうすると、離婚訴訟については、例えば事件の当事者夫と妻が日本の裁判所で裁判をするという合意をしても、それだけで日本の裁判所が管轄権を有するとは限らないと、こうしたことになると思ひます。

しかし、事件の当事者、夫と妻ですが、日本の裁判所で裁判をすることを希望している事案では、我が國の裁判所が裁判することが事件の適正かつ迅速な解決につながると、こういう理解でまずよろしいですか。

たる法律関係の形成や変動を生じさせるものであります。そして、そういう意味で公益的な要素を含みます。ものですから、その性質上、その審理、裁判が適正に行われる要請が強いわけでございます。このため、この法律案では、関係証拠の収集などの観点などから事件との関連性が強い場合に我が国裁判所の管轄権を認めることとしております。

これに対しまして、訴訟の当事者が合意によつて選択した管轄地につきましては、事件との関連性が希薄であることもありますので、人事訴訟におきまして訴訟の当事者の合意によって管轄地を任意に選択できる、このようになります。と、我が国裁判所がその事件を適正に審理、裁判することが困難になるおそれがあります。そういうしたことから、この法律案では人事訴訟事件の国際裁判管轄については合意による管轄を認めないこととしております。

的な要素を有する裁判事件でありますので、外国籍の方が当事者になることが多いわけであります。その外国籍の方々にとって、日本語で書かれた法律の意味内容を理解するのは大変難しいと。これ、今は国際化の時代でありますので、仮に良い内容の法律を整備したとしても、ユーザーに伝わらなければ意味がないということで、例えば、この民事訴訟法とか人事訴訟法のように民事裁判に関する手続を定めた法律については、今の国際化の時代に対応して、政府において積極的に、最低英訳、この英訳作業をしていただいてインターネットなどで公開すべきと考えますけれども。

まず、この民事訴訟法、人事訴訟法、いわゆる法務省民事局が所管している民事裁判の手続に定めた法律が何本あるのかということと、そのうち条文の内容の英訳が公開されているものが何本あるのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

法務省民事局は民事基本法制を所管しておりますが、その所管しております法律のうち、民事訴訟法などのように裁判手続について定めるものの数は三十五でございます。このうち二十四の法律につきまして、法務省が管理しております日本法令令外国语訳データベースというウエブサイト上に英訳を公開しております。

○若松謙維君 意外と法律の本数が少ないとの、意外と英訳がされていないということで、そうすると、その英訳がされていない九本ですかね。これ重要、こういう言い方変なんですかけど、どうなんですか、その重要性の意味においてこの九本は、今後どうされるのかも含めてちょっとお考えを尋ねたいと思います。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

民事手続に関連する法律でござりますけれども、まだ英訳がございませんものにつきましては、例えば、戦時民事特別法廃止法律ですとか、この法律ですとか、あるいは臨時の特別措置法、こういったようなものでございまして、主要な法

○若松謙維君 最後に大臣にお尋ねいたします。が、いずれにしても、この法律、成立した際には、当然、先ほどの質問の趣旨から是非英訳していただきたいと思うんですけど、大臣はどんなお考えでしようか。

○國務大臣(上川陽子君) 本法律案によりまして、人事訴訟事件などの国際裁判管轄が整備されることによりまして、我が国の裁判所への訴えの提起等をためらっていた外国籍の方にとりまして、我が国の裁判手続が利用しやすいものになるという効果があるというふうに考えております。外国籍の方にとりまして、ただ、実際に我が国の裁判手続を利用しやすくなるためには、委員官指摘のとおり、言語の障害というところも大変大きいものでござりますので、それを意識した環境整備が行われること、これが重要であるというふうに考えております。

本法律案、成立した場合につきましては、そのような環境整備の一環といたしまして、できる限り速やかに英訳を行つた上でインターネット等を通じまして公表するとともに、その周知を図つてまいりたいというふうに考えております。

○若松謙維君 是非、国際化時代ですので、今日は、民事訴訟法等ですけれども、例えば海外から日本の投資家に対する法律関係とか、是非、今後英訳作業を拡大するということをお願いをして、質問を終わらせていただきります。

○仁比聰平君 日本共産党的仁比聰平でございます。

この法案に関わって、子の福祉あるいは最善の利益ということを家庭裁判所がどのようにつかんで判断していくのか、とても大切な家庭裁判所調査官による調査の充実についてお尋ねをしたいと思います。

た子に関する家事事件の中で家裁調査官による調査がどれだけ行われているかと、これは調査命令という形で行われるわけですが、その件数を最高裁に調べていただきたいした資料です。

婚姻関係事件というのがありますが、これは夫婦が離婚を協議では調わず、調停あるいは審判ということになる事件が多いわけですが、その中には当然、子供の親権者あるいは面会交流をどう定めていくのか、そうした項目も含まれているわけです。そのうち家裁調査官による調査が行われた例は二〇%程度、逆に行われていないのが五万三千六十八件、七九・八%と、八割が行われていない。この行われていないものの中に、本當は十分な家裁調査官による調査を必要とする事件もあるのではないかと私感じたわけです。

別の事件の類型で、養育費、扶養料あるいは面会交流、子の引渡し、そして監護者の指定、こうしたことが直接争点となる事件がござります。その多くは、例えば面会交流、引渡し、監護者指定は八割方は調査が行われているわけですけれども、残る二十数%のこの事件の中にも調査が行われるべきものがあるのではないか、私はそんなふうに思うんですが、最高裁、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(村田齊志君) お答え申し上げます。

夫婦関係調整の調停事件などにおきまして、親権者の指定ですとか面会交流が争点となつている事案など、必要な事案におきまして家庭裁判所調査による調査が行われることが重要であるという点は委員の御指摘のとおりといふふうに考えております。

この点、今御説明いただきました資料の婚姻関係事件の中には、そもそも子供がない夫婦間の離婚の事案も含まれておりますし、また、子供がいるという事案であつても、離婚の可否 자체が争点になつていて、あるいは財産分割が基本的な争点になつていると、こういった事案などにおきまして、子の調査は必要でない事案ですという形で、事案解決のために家庭裁判所調査官による調

<p>査が不要と判断される事案も相当数あることから、調査命令の発せられない事件の割合がこの資料のとおりの値になつていてるものといふふうに認識をしております。</p> <p>家庭裁判所におきましては、これまでも適時適切な家裁調査官の関与に努めてきたところというふうには承知をしてますが、最高裁判所といたしましても、今後とも、事案に応じまして適切に家裁調査官による調査がされるよう支援をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○仁比聰平君 最高裁は、国会での答弁では、もちろん十分な調査は行われているのですという御答弁になるのはそうなんでしようけれども、実際現場で行くと、調査官による調査を例えれば代理人としてお願いをしても、調停委員の方々がとてもちゅうちょをされると、いや、調査官の方々はお忙しいですからと、いや、この件は私どもでとうようなことはよくあることではないのか。</p> <p>加えて、今局長おっしゃつたように、争点になつてないといふお話をあつて、つまり、父、母が、面会交流についてはもう決めていますとか親権者についてはもう決まっていますとかということになると、子の福祉について調査官の関与が行われないといふことがずっとあつて、実際にあつて、そなだれども、面会交流を実際に行つたときに重大な事故が起るといふことがあり得るということなんですね。</p> <p>私は、一年前のこの委員会で、長崎で、これは協議離婚だったようですけれども、面会交流の約束をして初めて父親のところに子供をお母さんが連れていった。そうしたら、父親からめつた刺しにされお母さんが殺され、お父さんが自殺をしてしまつた、二歳の男の子が両親をやつて失つてしまつたと、こういう事件について認識をお尋ねしたことがありますけれども、つまり、子の福祉、子の最善の利益ということを考えたときに、父、母が争つていろいろがいまいが、本当にどこに子の福祉があるのかということを探求していく、そうした調査が本当は必要とされる事件がもつと</p> <p>たくさんあるんじやないか、そんな思いがするんです。</p> <p>そこで、家庭裁判所調査官のいろんな取組を勉強させていただきますと、例えば、平成二十八年の三月十七日付で、最高裁家庭局第三課長のお名前で全国の家裁首席調査官宛てに共有されている京都家裁の特別研究の報告があります。これは、離婚調停における調査官による子の調査の有用性を明らかにしようでありますけれども、この中、最後の部分に面白い記述があります。</p> <p>して、本研究の着手時に行つた裁判官などとの意見交換においては、どのような事案で何を目的にどのような調査を行えば、子の福祉への配慮、当事者の主体的解決及び家族関係の再構築を目指して、調停運営につながるのかについての認識が関係職種間で明確化され、共有されることを望む意見があつたと。</p> <p>つまり、調停委員とか、それから裁判官のこともあるかも知れないと、この調査官による調査の意義だと位置付けについて、これ明確化して共有しなきやいけないといふのが子をめぐる家事事件の複雑困難さだと思いますよ。</p> <p>そうした下で、どんな行動科学の知見に基づいた調査の重要性があるのかと、私も素人ですが、拝見して、本当にその専門性をかいま見たという気持ちがするんですけれども、平成二十八年十二月に裁判所職員総合研修所が出ておられる家裁調査官研究紀要という専門誌に、百ページを超える子の意思把握の調査の充実に向けた調査方法の研究という平成二十七年度の指定研究の報告書が掲載されています。</p> <p>その中から皆さんに、もうほんのこく僅かなんですが、お手元に、調査官が子の意思評価をどのようにステップで行つていくか、子の反応の確認、子の意思形成過程の分析、そうしたものをして、子の意思把握ですとか子の利益の実現にして、子の意思を把握するように努め、その意思を考慮するべきこととされておるところでござります。</p> <p>最近、婚姻関係事件ですか子の監護事件等におきまして、家族のありようをめぐる価値観の多様化ですか個人の権利意識の高揚といったものを背景にいたしまして当事者の意見が激しく対立して、子の意思の把握ですとか子の利益の実現に向けた調整において困難を伴う事件が増加しているというふうに認識をしております。</p> <p>このよう中での取組といたしまして、各家庭裁判所あるいは裁判所職員総合研修所等におきまして、家裁調査官が子の意思把握の調査の充実にして、家裁調査官が子の意思把握の調査の充実に向けた調査方法の共同研究を行うといった形で、子の意思の把握や子の利益の実現に向けた調整について家裁調査官の専門性の向上を支援するための様々な取組を行い、これを全国の家庭裁判所と共有してきたものというふうに承知をしておりま</p>	<p>ります。</p> <p>質を高めるための取組でござりますので、これはある意味終わりがないといいますか、ずっと続けていくべき永遠の課題というようなところもあるかと思います。そういう意味におきまして、最高裁判所といたしましても、このような取組が一層進められるよう必要な支援に努めてまいりました。</p> <p>○仁比聰平君 おっしゃるとおり、質を本当に高めていかなきやいけない、深めていかなきやいけないということだと思うんですね。間違つても、父、母の言ひ分だけを聞いて、あるいは主張を整理して、それで一件落着というようなつもりで事件解決したと思ったら大間違といふのが子をめぐる家事事件の複雑困難さだと思いますよ。</p> <p>そうした下で、どんな行動科学の知見に基づいた調査の重要性があるのかと、私も素人ですが、拝見して、本当にその専門性をかいま見たという気持ちがするんですけれども、平成二十八年十二月に裁判所職員総合研修所が出ておられる家裁調査官研究紀要という専門誌に、百ページを超える子の意思把握の調査の充実に向けた調査方法の研究という平成二十七年度の指定研究の報告書が掲載されています。</p> <p>その中から皆さんに、もうほんのこく僅かなんですが、お手元に、調査官が子の意思評価をどのようにステップで行つていくか、子の反応の確認、子の意思形成過程の分析、そうのものをして、子の意思把握ですとか子の利益の実現にして、子の意思を把握するように努め、その意思を考慮するべきこととされておるところでござります。</p> <p>最近、婚姻関係事件ですか子の監護事件等におきまして、家族のありようをめぐる価値観の多様化ですか個人の権利意識の高揚といったものを背景にいたしまして当事者の意見が激しく対立して、子の意思の把握ですとか子の利益の実現に向けた調整において困難を伴う事件が増加しているというふうに認識をしております。</p> <p>このよう中での取組といたしまして、各家庭裁判所あるいは裁判所職員総合研修所等におきまして、家裁調査官が子の意思把握の調査の充実にして、家裁調査官が子の意思把握の調査の充実に向けた調査方法の共同研究を行うといった形で、子の意思の把握や子の利益の実現に向けた調整について家裁調査官の専門性の向上を支援するための様々な取組を行い、これを全国の家庭裁判所と共有してきたものというふうに承知をしておりま</p>
---	--

これは急増していると私言うべきだと思うんですね。面会交流の事件だって、この間、二・五倍に十年間で膨れ上がっています。

一方で、成年後見事件は、これは御存じのとおりのうなぎ登りという状況で、けれども、この成年後見事件のみを担当する特別の調査官を置けている体制といふのは、私が調べたところ、東京裁判所や立川支部を始めとして十四庁にとどまつている。全国の二百五十プラス出張所という家裁の多くの調査官は、家事事件もそれから成年後見事件も、これ一手に引き受けなきやいけないし、専門性充実させなきやいけないという話になつてゐるわけですね。これ、抜本的増員が絶対に必要だと。

で、そうした家庭裁判所が子の意思を直接確認することもできるということになります。したがつて、我が国の家庭裁判所が十分な調査をした上で、適切かつ迅速な審理、裁判をすることができるというふうに考えられるからでございます。子の身分関係に関する事件におきましての調査の重要性につきましては、本法律案におきましても十分に考慮されているところでございました。

○仁比聰平君 ありがとうございました。

○石井苗苗子君 日本維新的会の石井苗苗子です。先ほど若松議員の方からも御質問がございましたが、国際的な流れに沿っているという意味で、改正されました今回の法律の改正案は私は画期的な改正だつたと思っております。この法律案は、

及び家事事件について、この法律案が規定をしております、定めております国際裁判管轄法制に関する規定に該当すれば、基本的には我が国の裁判所は管轄権を有することとなります。

このように、国際裁判管轄法制に関する規律が整備されることは、国際裁判管轄の有無についての当事者の予見可能性あるいは法的安定性を向上させ、当事者間の紛争の減少につながるものと考えております。

○石井苗子君 ありがとうございました。

これまでやつてこなかつた国際的な家事事件を条件次第で引き受けますよということになつていいく。このようになつていきますと、国際的にこれから増えていく婚姻関係、家族問題のコミニ二

合は審判や訴訟へと行つて、また審判といううと、上を見ますと、この審判というところに戻つてしまふのかなというようにも思ひまして、多少勉強して、そうではないのだということも分かつたんですけれども、ちょっと分かりにくく、分かりにくいパンフレットです。

ただし、このパンフレットを見た当事者が外国の方だった場合、もっと難しいかなと思いまして、東京や大阪などの高等裁判所のホームページで、イングリッシュショというところをクリックしますと、なぜか最高裁判所の英語版ページにジャンプするということが分かりまして、ちょっと外国の方が、これをまだ英訳されていませんし、難しいかなと思うんですが、ここに書かれてあることで

Digitized by srujanika@gmail.com

中本総務局長おいていたたいているんですねけれども、先週、一週間前に激論しましたので、ちょっとと今日、大臣にお尋ねしたいと思うんですが、この法案で子の住所地を中心管轄を定めると、今日るる御説明をいただいた調査を充実をさせて、そして子の福祉を実現するんだというのが私たちの日本法の考え方だと思うんですよ。

いわゆる国際的な要素を有する人事訴訟事件 例えは婚姻関係の当事者に外国籍の方を含む離婚の訴えや、同じように相続関係の当事者に外国籍の方を含む遺産の分割に関する審判事件といったものについて、どのような場合、日本の裁判所が判断をることができるかということを定めたものだと認識しております。

ケーション」ということが関係してまいりますので、想定内であつたり想定外の事象というのも多く起きてくると思います。煩雑になつてくるといふことが予想されるんですが、外国语についても一定の用意が必要なのではないかと思います。そこで、皆様にお配りしました今日のパンフレットでございますが、家事事件の仕組みといふ

すね。今のは理解の難しさですが、ここに書かれ
てある国際的な家事事件において、日本語がよく
分からぬといふ外国の方においても、条件さえ
そろえば平等にやつてもらえるということです
しいでしようか。条件というのは七つあるという
のは勉強しましたけれども、平等に外国の方も
やつていただきたいということでよろしいんでしょ

Digitized by srujanika@gmail.com

法案を提出された大臣として、この家裁調査の調査の重要性についてどんな御認識でしようか。

私のような素人が整理しますと、この改正によって、これまでどんな事情や条件があれば国際的な家事事件を日本の裁判所で受けてくれるのかすら分からなかつた問題が、条件さえそろえば日本の裁判所が解決してくれるようになつたと、基

パンフレットがございます。ここでは、家庭の問題についてどこに相談したらよいのか分からぬときには、まず法テラスに相談をして、最も適切な方法を聞くことができますといふうになつておるので、このパンフレットでござります。

うか。確認です。
○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。
国際的な要素を有する人事訴訟事件及び家事事件につきましては、その事件の身分関係の当事者が外国籍の方であつたことをしましても、この法

○國務大臣(上川陽子君)　子の監護に関する処分審判事件のような子の身分関係に関する事件におきまして、子の利益にかなつた内容の審判を適切に行つたためには、子の生活状況等や子の意思についての十分かつ丁寧な調査をするということが重要であるというふうに認識をしております。

本的にはこの理解で正しいでしょうか。参考の方の御答弁をお願いいたします。条件については勉強しましたので結構でございます。

○政府参考人(小野豊厚君) お答えいたします。

国際的な要素を有します人事訴訟事件及び家事事件につきましては、どのような場合に日本の裁判

イラストで、家庭裁判所では申立てから審判、調停を行い、場合によつては審判、訴訟へ至ることが分かりますといつ、この大きくした家事事件の仕組みといふところが分かりやすく書いてあるんですが、これ 日本語で読んででもよく分かりませんで、調停といつところの横、左に審判といつ

○石井苗子君 分かりました。

当事者が外国籍の方でありましても、我が国の裁判手続の下で審理が行われることとなります。有することとなるわけでございます。そして、当該当すれば、基本的に我が国の裁判所は管轄権を有する法律が定めます。国際裁判管轄法制に関する規定に該当すれば、基本的には管轄権を有する法律が定めます。

この法律案におきましても、そのような観点を含めまして考慮をしていくところでございまして、まさに、子の監護に関する処分の事件につきまして、子の住所が日本国内にあるときには、日本本の裁判所が管轄する場合、この管轄する場所が国内にあれば、子の生活状況とかに関する資料、これが日本国内に多数存在するわけであります。

判所が審理、裁判をすることができるか、こういったことにつきまして現在明文の規定がございません。したがいまして、これまでには裁判所が個別の事案において条理や先例に基づきその判断をしてきたものでございます。

委員が今御指摘されましたとおり、この法律案の成立後は、国際的な要素を有する人事訴訟事件

のがございまして、調査などと書いてあって、この下の矢印に行きますと、審判 調停が成立というのがありまして、成立は分かるんです、円満に離婚するとか円満に元のさやに戻るとかですね。どうしてもどうしても嫌だと片方が言つた場合というのが調停不成立ということでございます。この調停、話合いですね、不成立の場

平成二十八年の人口動態調査がございまして、夫婦が日本国籍の場合の離婚率、離婚数から行きましょう。数、二十万三千八百五十三件、三組に一組が離婚ということで、この中で離婚訴訟に至つた数は、日本人の場合八千八百六十七件です。一方、夫婦の片方の方が外国籍の場合の離婚は一万二千九百四十五件、うち離婚訴訟に至つた

数が六百三十四件です。この日本人同士の離婚の場合、うち調停不成立、先ほどのですけれども、訴訟に至つたのが約四%という計算になります。片方外国语の方の場合、これは四・九%という分析になりますが、日本人同士よりも片方の方が外国语の場合は離婚訴訟に至る率が高いという計算になります。

判調停というのは国際裁判ということになつていくのに関連してくるわけですがれども、これは参考の方にお伺いします。

ションの壁をどのように解決していくかという点で、現状の通訳の研修やセミナーについてはお伺いしております。

今後、条件さえそろえばという規定がありますが、家庭裁判所に国際的な家事事件の調停が増えていくとお考えでしょうか。ここは参考人の方に

ばいいという問題だけではないと思うんですが。
最後に、大臣に、時間がありますのでお伺いしたいんですけども、昨年六月に、ある研究会、家族法・戸籍制度研究会で法務省の高官の方が、今後、我が国は社会的に一層の国際化が進展します、国境を越えた人々の交流も更に盛んになつて

いくものと思われますと発言していらっしゃいます。法務省内においても、家事事件の国際化といふのは、先ほどの御答弁にございましたように増

この違いをどう捉えていらっしゃるのか、副大臣が政務官の方に御答弁をお願いいたします。

○副大臣（葉梨康弘君） 今、調停不成立の割合ということでお指摘がございましたけれども、婚姻と離婚の総数だけで申し上げますと、夫婦とも日本国籍の場合、平成二十八年の婚姻数が五十九万九千三百五十一、離婚数が二十万三千八百五十五になります。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。
この法律案は、国際的な要素を有します人事訴訟や家事事件について、どのような場合に日本の

い方、こういった方にとりまして、この方が裁判手続を利用するなど、こういった点につきましては、この通訳の体制の充実が図られるということ是非常に重要なことだと理解しております。

えていくと認識してよいようだござります。
法務省においては、法廷通訳人の研修制度を充
実させていくことは従来どおり続けていたた
だき、法廷通訳の制度化なども今後は検討してい
ただけると大変有り難いんですけれども、この充

三 そして、夫妻の一方が外国籍の場合の婚姻数、平成二十八年、二万一千百八十、離婚数が一万二千九百四十五、これ約六割ということになりますので、確かに片つ方が、夫妻の一方が外国籍の場合の離婚率というのは確かに有意に高いということは、トレンドとしてはそのとおりだと思います。

とを理由に我が國の裁判所に訴えの提起等をする
ことをめらつてはいた、こういつた当事者にとり
ましても、どのような場合に訴えを提起すること
ができるかといったようなことが明らかにされま
すので、そういう意味で、より我が國の裁判手続
が利用しやすいものになると、こういつたような
効果があるものと考えております。

○石井苗子君 私、前、通訳という仕事をしてい
たことがございまして、日本弁護士連合会が平成
二十五年七月十八日付けで法廷通訳についての立
法提案に関する意見書というのを提出していらっしゃ
るは、外国籍の方にとりまして、より我が国のお
判手続が利用しやすいものになるといったような
効果もあるものと考えております。

実させることによって、家事事件に関する業務の調停などの迅速化を図っていくとともに今後は必要になつていくかと思います。

法務省においては、今後、法廷の場において、広い意味で、コミュニケーションの壁を下げるという意味で通訳の養成を充実させていく必要性をお感じになつているかどうかだけ法務大臣に御意

ただ、その理由というのではなく個々に事情がございまして、一概に申し上げることはなかなか困難かななどというふうに思われるのですけれども、一役金として申上げますと、椎谷等の周

そういう意味で、この法律案は、国際的な要素を有する人事訴訟等の事件を増やす方向には作用し得るものであるというふうに考えております。

しゃいます。それ読みましたけれども、多少現実とのずれがございまして、法廷通訳の資格だとか報酬の規定を定めていくべきという意見書なんですねえ、そこに行き有らうへん七合を盛り

見をいただきたいと思います。
○國務大臣(上川陽子君) まず、国籍を問わずといふことでござりますが、被告人や当事者の権利、これに表章へ、適正かつ迅速な裁判等を可能とす

一 般論として曰へたがて、離婚等の
停止・審判事件の当事者がその申立てをするに至つた動機といたしまして、当事者の一方又は双方が外国籍の者である事件については性格の不一致を動機としている事件の割合が若干高いということでござります。ですから一般論としてでござりますけれども、国際結婚の事案については、やはり各国の文化ですとか生活習慣等の違いの影響といつたこともあるのではないかなどというふうには推測されます。

○石井苗子君 利用しやすくなるんですね。ということは、利用する人が増えることなので、今後増えていくと予想されます外国の方の審判とか調停となると、私は、一つの大きな壁はコニニケーションが取れているかと、取れなかつた場合にかなりの苦情が来るのでないかということを心配しております。

先ほど翻訳、英訳の話がありましたが、英訳もそうなんですが、調停というのは日本語で

必要があるんじやないかなと。日弁連のおつしやつてある意見書をそのまま持つていくというのは、これは刑事の事件とか、家事事件といふのは、先ほど申し上げましたように、個人的な御夫婦の場合とか、多いわけですね。その夫婦といふことを国の資源として大きく述べていくかといふような場合に、そこに法務省として、それを刑事事件とは別に、この夫婦、婚姻関係のようなものも、外国の流れも含めまして

和
これも併隨して通訳が不適切な表現等を多用するためには、有能な通訳人も含めまして、そのコミュニケーションの対応というのは非常に重要なことがありますし、また正確な通訳ということになると大変重要なふうに考えております。

○石井苗子君 ありがとうございます

今、この分析を考えますと、今後の、法改正が行われた後、調停成立の率がどのように推移していくのかということを把握しておかなければならぬと思います。一般的には、今回の改正によって、審

第三部 法務委員會會議錄第九號

すが、法廷通訳人の養成の在り方につきましては、外国人を含む被告人、当事者の裁判を受ける権利、この観点から、これに妨げにならないようにしていくということにつきましては十分にその運用を注視してまいりたいと思います。

また、新たな制度の導入の是非等につきましても言及をしていただきましたけれども、こうした運用をしっかりと踏まえながら、また慎重に検討してまいりたいというふうに思つております。

○石井苗子君 ありがとうございました。終わります。

○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。

森鷗外の「舞姫」の時代だと、国際結婚あるいはそこでのトラブルなどというのは非常に珍しいケースだったと思つんですが、今回の法改正に当たつて法務省民事局が概要について資料を作つてくださいましたものを見ると、先ほどもお話を出ましたが、女性は、もう嫌だ、話が違うということで日本に戻ってきた、相手の方は韓国に今もいらっしゃる、実際にそういうケースで韓国で裁判をしようかという話も何度も何度もあったんだですが、

そこで、まず具体的にお話を伺いたいんですけれども、明治、大正、昭和に比べても、こういった人間関係の国際化といふものがこれからも増えていくんだというふうに思うんですね。同時に、結婚もあれば離婚もあるといふのはこれからも離婚であろうというふうに思います。

それで、まず具体的にお話を伺いたいんですけれども、統一教会、今は名前が変わって世界平和統一家庭連合になつて、教祖がお亡くなりになつてから組織が三つに分かれているんですねけれども、それは、社会的に私たちが見てきても、一つ靈感商法という問題もありますけれども、同時に、合同結婚式ということが大いに社会問題になつた時期があります。

それで、実際に一番多いのが、日本人女性と韓国人の方の結婚といふものが比率からいうと非常に多くて、日本から韓国に行つて暮らしていらっしゃる方がたしか今、六千人を超えているというふうに私は理解をしているんです。先ほど副大臣のお話がありましたが、国際結婚ですか

ら、それは何人であろうと文化的あるいは習慣的な違いといふのはあるので、様々な問題が生じ得る。

私が実際に韓国に行つて調べたところでも、合同結婚で夫婦になつたんだけれども、実際には韓国人の信者の方が信仰が全くなかつたとか、あることをきつかけに日本に戻つていたらしやる女性は非常に深い深い田舎の方で暮らさざるを得な

くで、家族関係を含めて大変だったというようなことをきつかけに日本に戻つても何度も何度もあるんであります。

そこで、具体的にお聞きをしたいんですけども、女性は、もう嫌だ、話が違うということで日本に戻ってきた、相手の方は韓国に今もいらっしゃる、実際にそういうケースで韓国で裁判をしようかという話も何度も何度もあったんだですが、韓国で裁判をするとなかなか難しい、また、自分たち日本人にとっては不利になるんじゃないかなといふふうに思います。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。

この法律案では、改正後の人事訴訟法の第三条の二において、離婚の訴えを含む人事に関する訴えについて、どういうような場合に日本の裁判所が事件を扱うことができるかということについて規定をしております。

そういう場合でござりますけれども、一つは、被告の住所が日本国内にあるときですとか、あるいは双方の国籍が日本であるという場合ですとか、あるいは原告が日本に住んでいる、そしてまた、夫婦の最後に同居していた地が日本であるとか、そういうようなことが規定されておりま

す。そうしますと、委員が今御指摘された事案で、

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

○有田芳生君 分かりました。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

○有田芳生君 分かりました。

原告が日本人で日本で住んでいらっしゃると、こういったケースですと、それのみではこの人事訴訟法の第三条の二の第一号から六号までに規定する場合のいずれにも該当しないということになりますので、こういった規定からでは日本の裁判所に訴えを提起することはできないということになります。

もつとも、そのような事案におきましても、原告の利益の保護のために日本の裁判所で審理、裁判をする必要がある場合がございます。そのため、改正後の人事訴訟法第三条の二の第七号では、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の平衡を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情が認められるときには日本の裁判所の管轄権を認めるものとされています。

したがいまして、その御指摘のような事案でも、この第七号に規定しております特別の事情があると、こういつたように認められる場合には日本の裁判所に訴えを提起することができるということになります。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

○有田芳生君 更に伺います。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

○有田芳生君 分かりました。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

○有田芳生君 分かりました。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

○有田芳生君 分かりました。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

我が国の国内法によります国際裁判管轄法制は、我が国の裁判所が、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めることができるのみでございませんして、外国の裁判所が管轄権を有する場合を定めることはできないわけでございます。

したがいまして、日本で裁判をすることができないという場合には、韓国の裁判所に訴えを提起するといふことが考えられるわけでございますが、韓国の裁判所に訴えを提起することができるかどうかは、これは韓国が定める国際裁判管轄に関する規律によるものでござりますので、なかなか一概にお答えすることは困難でございます。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

○有田芳生君 更に伺います。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたしました。

の要件を満たすかどうか、いわゆる外国判決の承認の要件を満たすかどうかということによつて外国の判決の効力が認められるかどうかは決せられると、こういうような関係にならうかと思いま

す。

○有田芳生君

今回の人事訴訟法等の一部改正案の源流といいますのか出発点になつたであろうと思われるが、明治三十一年、一八九八年の人事訴訟手続法であろうと理解するんですけれども、今ほどの国際的な争議というのには恐らく少なかつたというふうに思つてますが、この人事訴訟手続法というのは、どういう経過でどういう目的で作られたものなんでしょうか。

○政府参考人(小野瀬厚君)

お尋ねのこの人事訴訟手続法でござりますけれども、婚姻あるいは養子縁組、親子関係といった基本的な身分関係に関する紛争を処理するための手続を定めたものでございまして、明治三十一年に制定、施行されたものでございます。

こういつた身分関係に関する紛争であります人事訴訟に関する手続については、明治二十三年に民事訴訟法が制定された際には特段の規定はございませんで、慣例に従つてございましたけれども、その後、同じ明治二十三年でございますけれども、婚姻事件・養子縁組事件及び禁治産事件二種の訴訟規則というものが制定、公布されに至つております。

その後、明治三十一年に民法に親族編、相続編が設けられたわけでございますが、こういつたことを受けまして、これまでのその規則が対象とする事件類型が限定的であつたと、こういつたことなどから、その規則を改める、そういう必要性が生じて、明治三十一年に人事訴訟手続法が成立したものと承知しております。

○有田芳生君

つまり、事件類型が限定的だったものが、どんどん社会が複雑化、国際化する中で複雑になつていった、それに応じた法改正、だというふうに思つてますけれども。じゃ、平

成二十三年、二〇一一年ですけれども、財産権上の訴えに明文規定が設けられるわけですけれども、それまでには問題というのは生じなかつたんでしょうか。

○政府参考人(小野瀬厚君)

お答えいたしました。

平成二十三年に改正される前の民事訴訟法には国際裁判管轄に関する明文の規定は存在しておりませんで、裁判所は、先例となる最高裁判所の判例の考え方ですとか条理というものに基づいて、個々の訴えごとに国際裁判管轄の有無を判断していましたものでござります。

そういういた意味で、実務はそういう運用で対応してきたというところでございますが、こういつたような実務に対しましては、この二十三年の改正前において、訴えを提起してみなければ日本の裁判所が管轄権を有しているかというものが明確に分からないと、そういういた意味で予測可能性に欠けるといったような指摘もされていましたところでございます。

そういういたことも踏まえまして、受けまして、法務省においては財産権上の訴え等の国際裁判管轄に関する法整備に着手することとして、平成二十三年の民事訴訟法の改正において法整備がされたものでございます。

○委員長(石川博崇君)

時間が過ぎておりますので、御簡潔に願います。

○政府参考人(小野瀬厚君)

お答えいたします。

これまで、どのような場合に日本の裁判所に訴え、あるいは事件の申立てをすることができるかというが、有利な法改正になるのかというのを分かりやすく一言でお答えください。

○有田芳生君

最後に一点だけお伺いします。

今度の法改正によって、裁判所あるいは当事者にとってどういうメリットというのか、有利な法改正になるのかというのを分かりやすく一言でお答えください。

○委員長(石川博崇君)

時間が過ぎておりますので、御簡潔に願います。

○政府参考人(小野瀬厚君)

お答えいたします。

これまで、どのような場合に日本の裁判所に訴え、あるいは事件の申立てをすることができるかというが、有利な法改正になるのかというのを明確な形で規定されておりませんでしたので、そこがよく分からなかつたというところがございます。

今回、こういつたような規定を明確にすることによりまして、どういう場合に訴えが起こせるかということについて予見可能性ができると、分かることになりますので、そういういたことで当事者間の紛争の減少にもつながれますし、また、より裁判手続を利用しやすくなると、こういったようなメリットがあると考えております。

○有田芳生君

ありがとうございます。終わります。

○政府参考人(小野瀬厚君)

お答えいたしました。

先ほど答弁申し上げましたとおり、財産権上の訴え、あるいは保全命令につきましては、平成二十三年に民事訴訟あるいは民事保全法の改正とい

一般的な手続法であります家事審判法等の現代化を図る法整備が検討されておつたために、結局、この人事訴訟あるいは家事事件についての国際裁判

本日は、国際的な家事事件の適正な解決のためには必要な法整備等について伺います。

人事訴訟法の今回の改正理由は、「国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正

かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関する裁判所が管轄権を有する場合等について定める必要があります。」とされています。

国境を越えた人の交流が活発化し、それに伴い国際的な家事事件が日本の裁判所に持ち込まれる件数の増加が見込まれる中、今般、日本の裁判所が管轄権を有する場合を法律で明確に定めることとしたことは適切であると評価しております。

その結果、日本の裁判所が管轄権を有する場合はこれまでに比べて増加する見込みであるのか、何を

そのままに定めることで、それがよく分からなかつたというところがございます。

○政府参考人(小野瀬厚君)

お答えいたします。

この法律案は、国際的な要素を有します人事訴訟あるいは家事事件について、どのような場合に日本裁判所に対する規律を設けるものでございます。

○政府参考人(小野瀬厚君)

お答えいたします。

この法律案は、国際的な要素を有します人事訴訟あるいは家事事件について、どのような場合に日本裁判所に対する規律を設けるものでございます。

今回のこの規律の内容でございますけれども、これまでの裁判の実務に沿いまして、こういつた裁判実務における規律を明文化した内容となつております。したがいまして、この法律案によりまして、現在の裁判実務よりも日本の裁判所の管轄権が認められる場合が狭くなるということはないものと考えております。

また、これまで明文の規定がないということ

で、その管轄権の有無が不明確であつたと、こう

いうことを理由として我が国の裁判所に訴えの提起等をすることをためらつていた、こういう当事者にとりましても、どのような場合に日本の裁判

所に訴えの提起等をすることができるのか、こう

いったことが明らかにされることによってより我

が国の裁判手続が利用しやすいものとなる、こう

いう効果があるものと考えております。そういう

意味では、この法律案は、国際的な要素を有し

○糸数慶子君

沖縄の風、糸数慶子です。

その際、離婚訴訟等の人事に関する訴え等の国際裁判管轄法制の整備についてもその必要性は認識されておつたところでございます。しかしながら

本日、松山政司君が委員を辞任され、その補欠として徳茂雅之君が選任されました。

ます人事訴訟等を増やす方向に作用し得るものと考えております。

○糸数慶子君 管轄権の明確化に加えて、日本の裁判所が国際的な家事事件を扱う場合に、その適正かつ迅速な解決を図るため、外国送達、通訳、翻訳、外国にいる当事者や証人のテレビや電話による参加、外国にある財産の調査、外国法を適用する場合における外国法の調査等、裁判所の手続についても国際化の観点から検討や整備が必要なものではないでしょうか、伺います。

○政府参考人(小野瀬厚吉) お答えいたします。国際的な要素を有します人事訴訟事件、家事事件につきましては、外国にいる当事者の利便性等にも配慮しながら、適正かつ迅速に審理を行うことが重要であると考えられます。

例えば、外国の送达につきましては、一般ごと

外国にいる者に対する裁判上の文書の送達方法としては幾つかの方法がございます。例えば、外国に駐在します我が国の外交官等に対して文書の送達を嘱託する領事送達、あるいは条約によって定められた外
國の領事による送達等があります。

められた外国の中央当局に対し文書の送達を要請する中央当局送達、そのほかの方法がございます。こういったような方法によつて送達ができないときは公示送達をすることもされておりま

こういった方法による送達に伴う負担は、なか個別具体的な事情によりますので一般論として申し上げるしかないわけでございますが、国内外においてする送達に比べてやはり多くの時間や事務的な負担を要するらうに考へられます。裁判所

親切な仕事をして貰うことが出来ない。表記料金におきましては、そういう負担を軽減するため、事案に応じて適切な送達方法を選択するなどして適切に対応しているものと承知しております。

また、通訳につきましては、人事訴訟事件や家事事件の手続において当事者が日本語に通じないときには期日ごとに通訳人を立ち会わせることとされておりまして、裁判所においては、事案に応じてこのような措置を適切に実施しているものと承知

してあります。またさらに、外国法が準拠法となる事案におき

ましては、裁判所はその外国法の内容を調査する必要がありますがございます。この調査は基本的には裁判所が職権で行うものとされておりますけれども、実務上は、事件の当事者や代理人弁護士が外国法の内容に関する資料を提出することがあるものと承知しております。裁判所が外国法の内容を調査する方法としましては、公刊されている文献の調査をする方法のほか、外国の領事館等に調査の嘱託をする方法などが考えられまして、裁判所においては、事案に応じて適切な方法で調査を実施しているものと承知しております。

このように、裁判所におきましては、国際的な要素を有する人事訴訟事件等について、事案に応じて適切な対応がなされているものと承知しております。

○糸数慶子君　管轄権の明確化に加えて、日本の
ますけれども、実際の裁判实务での運用ですとか
諸外国での取組も注視しながら、引き続き研究を
していく必要があるものと考えております。

裁判所が国際的な家事事件を扱う場合に日本法が適用されることになる場合が比較的多いと考えられます。が、離婚や親権、そして監護権、面会交流や養育費等の実体法の規定が諸外国と大きく異なる点、本来話し合いによる解決が強く望まれる家事

事件の解決を困難にするのではないか、そのことが懸念されます。

今後、これらの日本の離婚法、親権法等について、諸外国の法制も研究し、見直しを検討する必要があると思ひますが、いかがでんうか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。
離婚ですか親権についての規律につきましては、その国の歴史ですか文化とも関わるものでございまして、諸外国の法制もやはり各国ごとに

す。それぞ異なる面があるものと認識しております。

見直すこととする場合には、諸外国の法制も参考にした上で、その見直しの方向性や内容を検討す

べきこととなるものと考えております。
○糸数慶子君 改正案におきましては、外国裁判所が出した養育費の判決を日本で執行する場合は執行判決請求訴訟を家庭裁判所が管轄することとされており、家事事件について専門性を有する家庭裁判所が扱うことで、適正かつ迅速な審理がなされるものと期待されます。

養育費の履行確保は子供の権利の実現として大変重要であり、特に国境を越えた人の移動、家族の移動が増える中で、外国裁判所が出した養育費の判決の日本での執行や国境を越えた養育費の履行確保が実効的に行われるよう、日本国として取り組む必要があります。

この点からは、ハーデ国際私法会議が二〇〇七

○政府参考人(小野耕豊君) お答えいたします。
す。
年に採択した国際扶養条約の締結についての政府としての検討状況についてお伺いしたいと思いま

委員御指摘のいわゆるハーグ国際扶養条約でござりますけれども、ハーグ国際私法会議におきまして二〇〇七年に採択され、二〇一三年に効発したものでございます。国境を越えた親族間の扶養料特に親から子に対して支払われるべき扶養料

の回収を容易にし、その実効性を確保することを目的とした条約でございます。この条約は、そういった実効性を確保するために、締約国が指定した中央当局による国際的な行政協力、あるいは扶養料の支払を命ぜる裁判所による文書局の決定等

の承認及び執行について規律を設けております。
もつとも この条約におきましては、子に対する
扶養に關しましては、原則として扶養権利者に
よつてされる全ての申立てについて無償の法律扶

して、我が国の民事法律扶助制度とは異なる面がござります。

承認、執行を申し立てることとなるわけでござりますが、その際、扶養料の支払を命ずる決定の確

定が要件とされておらず、この点でも我が国の法制と異なる面がござります。このように、この条約には我が国の法制とは異なる規律が含まれておりますのですから、平成十六年から平成二十年にかけてこの条約の審議の対処方針等を行いました法制度審議会の部会においても、この条約の締結を検討するに当たつてこれらの点に留意することが必要であると、こういった意見が取りまとめられたところでございます。

このようなことを踏まえますと、この条約の締結の可否につきましては、引き続き諸外国の締結状況も注視しながら慎重に検討すべき必要があるものと考えております。

○糸数慶子君　ありがとうございました。
引き続き検討して、この今の時代に合うような
状況で、諸外国の状況もしつかりと検討して、ま
た日本としての取組について今後期待した」と思

以上で終わります。
○山口和之君 無所属の山口和之でござります。
よろしくお願ひします。

係の存否の確認の訴えに関して質問いたします。
人事訴訟法では、実親子関係が存するか否かを
確認するための訴訟手続について規定しておりま
すが、しかしながら、そもそも実親子関係とは何
かこう二つには去り二見きらうみせ

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。実親子とは、基本的には生物学上の親子についてどうぞ」といっては「法務省」規定があつて、現在、何をもつて実親子関係としているのでしょうか、法務省に伺います。

て法律上も親子関係が認められる場合の当該親子をいうものであります。血縁関係がない養親子と区別するために用いられる概念でござります。ただし、後ほど申し上げますとおり、我が国の民法では嫡出推定制度が設けられておりますため

に、例外的に血縁関係がない場合でも実親子関係が成立することがあり得ます。

この実親子関係には実母子関係と実父子関係があるわけでございますが、まず、実母子関係につきましては、これ母子関係でございますが、我が國の民法には、この実母子関係の成立について定めた一般的な規定はございません。しかしながら、最高裁判所の判例によりますと、実母子関係は出産という事実によって当然に成立するものとされています。

次に、実父子関係でございますけれども、民法の七百七十二条によりますと、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の嫡出子と推定するとされておりまして、この規定が適用される場合には、夫が子の出生を知ったときから一年以内に嫡出否認の訴えを提起しない限り夫と子の間に法律上の実親子関係があることが確定し、その後は何人もその親子関係がないことを争えなくなるということになります。このため、先ほど申し上げましたとおり、嫡出子と父との間の関係については、生物学上の親子関係がなくても法律上の実親子関係が成立することがあり得るということになります。

また、嫡出でない子と父との関係につきましては、生物学上の父からの認知によりまして法律上の実親子関係が成立するとされております。

○山口和之君　では次に、具体的なケースについてお伺いします。

近年、不妊治療が急速に増加していますが、その中で実施されている生殖補助医療には実親子関係が問題となるものが少なくありません。お配りしている資料、「二〇〇三年、十五年前の新聞記事事、「不妊治療は今」、生まれてくる子の権利といつた内容の記事の中でも紹介されておりますが、既に実用可能となっている、実施されているものとして、一つには、夫以外の第三者の精子を用いた人工授精である非配偶者間人工授精、二つ目には、夫の精子を代理母の卵子に授精させて代理母が懐胎、出産するサロゲートマザー、三つ目には、夫の精子と妻の卵子を体外受精させた上で

代理母の子宮に移植して代理母が懐胎、出産するが、ストマザーなどがあります。また、お配りしている記事の中では紹介されおりませんが、夫の死後にその冷凍精子を利用した懐胎などもあります。

それぞれ、子と親子関係の認められる母及び父はどのようになっているのでしょうか。

○政府参考人（小野瀬厚君）　お答えいたします。

現行民法では、いわゆる生殖補助医療によつて、子が生まれることが想定されておりませんので、そういうふた生殖補助医療によつて生まれた子の親子関係については解釈に委ねられるものと認識しております。

その上で申しますと、まず、その親子関係のうちの母子関係については、先ほど申し上げましたとおり、最高裁の判例におきましては、出産といふ客観的な事実によつて当然に成立するといふように判示がされております。したがいまして、非配偶者間人工授精、サロゲートマザーあるいはホストマザー、そして夫の死後にその冷凍精子を利用した懐胎のいずれにつきましても、実際に出産をした者が母になるものと考えられます。

このうち、非配偶者間人工授精及び夫の死後にその冷凍精子を利用した懐胎の場合は、生まれてくる子とその子の母になりたいと考えている者との間で実親子関係が認められることとなります。

○山口和之君　ただいま委員が御指摘になられましたような、そういうた場合における親子関係につきましては、判例もなく、学説上も固まった解釈があるとも言えないために、お答えすることは困難でございます。

いすれにしましても、生殖補助医療によつて生まれた子の法律上の親子関係の規律につきましては、生殖補助医療自体の規制の在り方について、そういうふた法整備の動向を踏まえて検討すべきものと認識しております。

○山口和之君　今お尋ねした具体的なケースについては、そもそもそのような生殖補助医療を認めてよいのかということと、そのような生殖補助医療によつて生まれた子の法律上の母及び父を誰とするのかということを法律によって規定する必要があります。

次に、父子関係でございますけれども、非配偶者間人工授精につきましては、現在の判例を前提としますと、出産をした者に夫がおつて、民法第七百七十二条の嫡出推定の条件を満たす場合に

ます。

次に、サロゲートマザー及びホストマザーの場合につきましても、条文を形式的に当てはめますと、子を出産した者が婚姻している場合にはその者の夫の子であると推定されることとなります。

最後に御指摘の、夫の死後にその冷凍精子を利用した懐胎につきましては、最高裁の判例におきまして、現行法の解釈としては、冷凍精子を提供した亡き夫と子との間に法律上の親子関係は認められないとの判示がされているところでございま

す。

○山口和之君　では、現在まだ実用可能ではあります、将来的に実用可能だと考えられている人工子宮のように分娩者がいないような場合、実親子関係の認められる母及び父はどのようになるのでしょうか。

○政府参考人（小野瀬厚君）　ただいま委員が御指摘になられましたような、そういうた場合における親子関係につきましては、判例もなく、学説上も固まった解釈があるとも言えないために、お答えすることは困難でございます。

この法整備につきましては、従前、厚生労働省の厚生科学審議会におきまして検討されていましたと承知をしているところでございます。生殖補助医療における行為規制と親子法制がいずれも生命倫理に関わる難しい問題でありまして、国民の間におきましても様々な意見があるものと承知をしております。

法務省といたしましては、この生殖補助医療の在り方についての国民の意見、また行為規制に関する法整備の動向を踏まえまして、親子法制につきましても検討してまいりたいと考えております。

○山口和之君　ありがとうございます。

法務審議会生殖補助医療関連親子法制部会では、中間試案を取りまとめた二〇〇三年以降、五年も開催されておりません。その再開等を含め、是非法制化に向けた取組を進めていただきたいと思います。

次に、実親子関係に関連して、最近の報道にもありました子供の取り違えについてお尋ねいたしました。

子供の取り違えがあつた場合、それぞれの子供が自分の戸籍だと思ってきたものは他のものであつたことになり、戸籍が眞実の親子関係を登録、公証していないことになります

これらのルールの策定は、親にとつても子にとつても、個人の尊厳を守る上で不可欠なもので

すので、上川大臣には急務として積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしようか。

○国務大臣（上川陽子君）　現行の民法でございませんが、生殖補助医療によつて子が生まれることが想定されていますが、生殖補助医療によりまして生まれた子の親子法制はどうあるべきかの検討ということになりますが、生殖補助医療としてどのような医療行為が許されるのかという行為規制に関する法整備とともにを行う必要があると考へております。

この法整備につきましては、従前、厚生労働省の厚生科学審議会におきまして検討されていましたと承知をしているところでございます。生殖補助医療における行為規制と親子法制がいずれも生命倫理に関わる難しい問題でありまして、国民の間におきましても様々な意見があるものと承知をしております。

てどのようなことが行われるのでしょうか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。

戸籍制度は、人の親族的身分関係を登録、公証する制度でございまして、その記載は真実の身分関係と合致していることが要請されます。もつとも、子の取り違えによって子の戸籍の記載が真実に反するものとなってしまった場合、その市区町村の窓口におきましては、子供の取り違えによつて戸籍の記載が真実に反するものとなつているかどうかは判断することができます。

したがいまして、現在の戸籍を訂正するには、裁判手続によつて確定することが必要となります。具体的には、取り違えに遭つた御本人が、戸籍上の父母の双方を被告として親子関係の不存在を確認する確定判決を得て、その判決書の謄本を添付して戸籍訂正の申請をする、こういう手続になると理解しております。

○山口和之君 取り違えが発覚した場合、子供が本当の親と法律上の親子関係を築きたいと思うことや、親が本当の子供と法律上の親子関係を築きたいと思うことは至つて自然だと言えます。そういう場合、人事訴訟の実親子関係存在確認の訴えを起こすことが考えられます、最近の報道にあつたケースのように、取り違えがあつたことは間違いないけれども、本当の親若しくは子供が誰か分からぬままということも少なくないと思われます。このような状況で誰を被告としたらよいのか分からぬため、訴えの提起ができないことがあります。そのような場合、裁判手続のために一定の情報公開を請求できるといったような制度はないのでしょうか。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。その子供が実親とされるべき者を相手として実親子関係の存在の確認の訴えを提起しようとする場面を想定して、あくまでも一般論として、また、民事訴訟法の手続、手続法の観点からお答えいたします。

子供がこのような訴えを提起するためには、誰がその子を出産したのか、こうすることを明らかにする必要があります。

○委員長(石川博崇君) 他に御発言もないようであります。

にする必要があると考えられまして、そのためには

必要となる証拠としては、例えば、病院における

分娩記録あるいはカルテなどが考えられます。これらの資料を病院が任意に提出しない場合に当事者がこれを収集するための制度としましては、証拠保全という制度が考えられます。

○証拠保全でございますけれども、紛争当事者

が、後の訴訟において必要になると思われる証拠

について、あらかじめ証拠調べをしておかなければ

ばその証拠を使用することが困難な事情が認めら

れる場合に認められる手続でござりますが、この

申立ては、訴訟において被告となるべき者を指定

することができない場合にもすることができます。

さてあります。

○委員長(石川博崇君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川博崇君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川博崇君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

◆◆◆◆◆

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、共謀罪法の廃止に関する請願(第一一九二号)

(第一一二一六号)

一、複国籍の容認に関する請願(第一一二二七号)

第一一九二号 平成三十年三月三十日受理

請願者 東京都大田区 城阪展子 外四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第一一二一六号 平成三十年四月三日受理

請願者 横浜市 大木清子 外四十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一一二七号と同じである。

第一一二二七号 平成三十年四月三日受理

すから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな

いようですから、これより直ちに採決に入ります。

人事訴訟法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川博崇君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川博崇君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

◆◆◆◆◆

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正

を求めるに關する請願(第一一二一七号)

(第一一二一六号)

一、民法・戸籍法の容認に関する請願(第一一二二七号)

第一一九二号 平成三十年三月三十日受理

請願者 東京都大田区 城阪展子 外四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第一一二一六号 平成三十年四月三日受理

請願者 横浜市 大木清子 外四十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一一二七号と同じである。

第一一二二七号 平成三十年四月三日受理

すから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな

いようですから、これより直ちに採決に入ります。

一九九六年二月、法制審議会が選択的夫婦別姓制度導入を盛り込んだ民法改正の法律案要綱を答申したにもかかわらず、立法化されていない。夫婦別姓での婚姻届が認められないため、法律

姓の不利益や不都合が生じている。夫婦同姓の事

実上の強制は、両性の平等に反している。婚姻最

低年齢は、男性十八歳女性十六歳となっている。

女子の学ぶ機会を奪うことになり、男女差別で

ある。早期に十八歳に統一することを求める。離

婚後の女性だけにある再婚禁止期間は生まれる子

の父子関係が早い時期に定まるときされた規定であ

るが、女性にだけ再婚を禁止する期間のあること

は実態に合わず、無戸籍となる場合があるなど、

子の利益に反する結果となつてもかかわらず

婚外子相続差別が解消された。婚内子、婚外子を

区別して記載する意味がなくなつたにもかかわらず

、戸籍法の改正は見送られ、依然差別的表記が

続いている。国連女性差別撤廃委員会は、民法及

び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に

勧告している。

については、次の事項について実現を図られた

い。

一、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

二、婚姻年齢の男女差を撤廃すること。

三、女性にだけある再婚禁止期間を廃止すること。

四、戸籍法における婚外子差別を撤廃すること。

特に、本当の親は誰なのかという問題は、配付資

料でも言及されている子供の出自を知る権利と密

接に関連するものです。

生殖補助医療に関する行為規制ルールと親子関

係ルールを法制化する議論の際、この権利につい

て取り違えがあつた子供のことも念頭に置いて検

討すべきと考えます。

以上で終わります。

複国籍の容認に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡真鶴町 高川憲

紹介議員 之 外二百六十四名

複国籍の容認は、日本人が世界で活躍する機会を増やし、在外邦人やその家族にとつても大きなメリットがある。世界に広がる日本人社会にとって複国籍の容認は大きなメリットとなり、日本にとつても国際的な人的資源や情報資源あるいは経済的資源の確保に寄与する。欧米諸国が既に容認国であるように、複国籍の容認は世界の潮流である。アジアにおいても韓国が二〇一〇年に容認に転じて、複国籍容認のデメリット（忠誠の衝突や外交的保護権の衝突等）も指摘されているところであるが、先進国で日本ほど不寛容な国はない。こうした閉鎖性は世界で活躍しようとする日本人の可能性を阻み、低迷する日本経済を回復させるための障害となる。また、複国籍に寛容な国で法務省が指摘しているようなデメリットが社会問題になつたことはなく、韓国も同様である。日本国民の複国籍者は少なくともおよそ六十万人以上に達すると推定され、これは明らかに複国籍に不寛容な国籍制度の形骸化を説明している。日本国民の国際化は、必然的に、また将来的にも複国籍者を増大させていく。しかし、それが原因する社会不安などは起きていない。今こそ複国籍を容認する方向で国籍法の形骸化を正すべきである。日本弁護士連合会も複国籍の容認を求める意見書を公表している。また、二〇一六年には、蓮舫参議院議員の国籍問題に端を発し、複国籍者は国籍法違反者などと間違ったレッテルが貼られ、それをもとに就職の自由を阻害するような人権侵害、個人の出自を理由とした人種差別が見られるようになつた。複国籍の容認は、こうした被害者の救済、人権侵害や差別の防止という観点から喫緊の問題となつている。

については、次の事項について実現を図られた

- 一、形骸化した国籍選択制度を早急に廃止すること。
二、複国籍を容認している一方の国との相互主義的な複国籍を容認すること。例えばオセアニア、欧米諸国等との相互主義的な複国籍を容認すること。

平成三十年五月一日印刷

平成三十年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

K